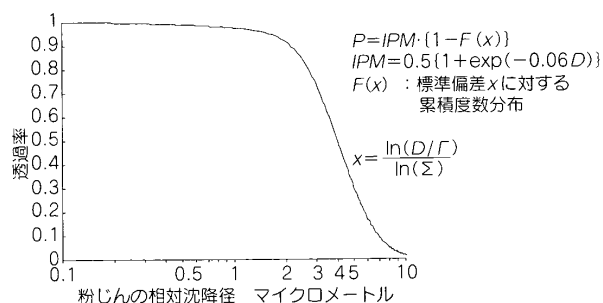


<特化則の一部を改正する省令ならびに測定基準および評価基準の一部改正について>

平成 16 年 10 月 1 日に特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令ならびに作業環境測定基準および作業環境評価基準の一部を改正する告示が出されました。改正の概要は次のようになります。

- 1 特定化学物質等障害予防規則の一部改正
 - (1) 新たに三酸化砒素について、作業環境測定の評価の対象とすること。
- 2 作業環境測定基準の一部改正
 - (1) 粉じん濃度等の測定において、分粒装置を用いるろ過捕集方法および重量分析方法に用いる分粒装置の特性を図で表される特定を有するものに変更すること。
 - (2) 空気中の石綿（アモサイトおよびクロシドライトを除く）の粉じんの濃度の測定方法のうち、ろ過捕集方法およびエックス線回折分析方法を削除すること。
- 3 作業環境評価基準の一部改正
 - (1) 測定結果の評価に用いる管理濃度について、現在定められている 82 物質のうち表に示すように 21 物質を変更するとともに、新たに 1 物質（三酸化砒素）について設定すること。
- 4 施行期日 平成17年 4月 1日



備考 この図において、P、D、ΓおよびΣは、それぞれ次の値を表すものとする。
 P: 透過率
 D: 粉じんの相対沈降径 (単位 マイクロメートル)
 Γ: 4.25マイクロメートル
 Σ: 1.5

図 分粒装置の特性

表 管理濃度が改正される物質一覧

物の種類	管理濃度（改正後）	管理濃度（改正前）
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59Q + 1}$ E 管理濃度 (mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (%)	次の式により算定される値 $E = \frac{2.9}{0.22Q + 1}$ E 管理濃度 (mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (%)
石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)	5 μm以上の繊維として0.15本/cm ³	5 μm以上の繊維として2本/cm ³
三酸化砒素	砒素として 0.003 mg/m ³	
シアン化カリウム	シアンとして 3 mg/m ³	シアンとして 5 mg/m ³
シアン化水素	3 ppm	5 ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして 3 mg/m ³	シアンとして 5 mg/m ³
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	水銀として 0.025 mg/m ³	水銀として 0.05 mg/m ³
パラ-ニトロクロロルベンゼン	0.6 mg/m ³	1 mg/m ³
弗化水素	2 ppm	3 ppm
ベンゼン	1 ppm	10 ppm
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)	マンガンとして 0.2 mg/m ³	マンガンとして 1 mg/m ³
硫化水素	5 ppm	10 ppm
鉛及びその化合物	鉛として 0.05 mg/m ³	鉛として 0.1 mg/m ³
アセトン	500 ppm	750 ppm
インプロピルアルコール	200 ppm	400 ppm
キシレン	50 ppm	100 ppm
酢酸インプロピル	100 ppm	250 ppm
酢酸エチル	200 ppm	400 ppm
ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	50 ppm	100 ppm
スチレン	20 ppm	50 ppm
トリクロルエチレン	25 ppm	50 ppm
ノルマルヘキサン	40 ppm	50 ppm

捕集粒径の変更により、粉じん中の遊離けい酸含有率の再測定が必要となります。